

- ア 北緯三四度五五分三二・一〇〇〇秒、東経一三九度四九分二九・二〇〇〇秒の点
- イ 北緯三四度五五分三二・八〇〇〇秒、東経一三九度四九分二九・七〇〇〇秒の点
- ウ 北緯三四度五五分三二・三〇〇〇秒、東経一三九度四九分三〇・九〇〇〇秒の点
- エ 北緯三四度五五分三一・六〇〇〇秒、東経一三九度四九分三〇・四〇〇〇秒の点

4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第二種区画漁業	わかめはえ縄式養殖業	十月一日から翌年四月三十日まで

5 存続期間 令和五年九月一日から令和十年八月三十一日まで

6 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

7 関係地区 館山市相浜

8 条件 なし

その八十一

1 公示番号 区第二十四号

2 漁場の位置 館山市相浜地先

3 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

- ア 北緯三四度五五分三〇・五〇〇〇秒、東経一三九度四九分二五・二〇〇〇秒の点
- イ 北緯三四度五五分三〇・九〇〇〇秒、東経一三九度四九分二六・一〇〇〇秒の点
- ウ 北緯三四度五五分二九・九〇〇〇秒、東経一三九度四九分二六・六〇〇〇秒の点
- エ 北緯三四度五五分二九・四〇〇〇秒、東経一三九度四九分二五・四〇〇〇秒の点

4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第二種区画漁業	わかめはえ縄式養殖業	十月一日から翌年四月三十日まで

5 存続期間 令和五年九月一日から令和十年八月三十一日まで

6 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

7 関係地区 館山市相浜

8 条件 なし

その八十二

1 公示番号 区第二十五号

2 漁場の位置 勝浦市吉尾地先

3 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

- ア 北緯三五度〇八分〇二・四五一〇秒、東経一四〇度一六分五六・四七八七秒の点
- イ 北緯三五度〇八分〇一・六五一四秒、東経一四〇度一六分五六・六四五八秒の点
- ウ 北緯三五度〇八分〇一・三五〇〇秒、東経一四〇度一六分五七・一一一一秒の点
- エ 北緯三五度〇八分〇・九一三八秒、東経一四〇度一六分五七・二六五七秒の点
- オ 北緯三五度〇八分〇・八五三五秒、東経一四〇度一六分五七・七七二六秒の点
- カ 北緯三五度〇八分〇一・〇九二〇秒、東経一四〇度一六分五七・九七七八秒の点
- キ 北緯三五度〇八分〇一・三七七八秒、東経一四〇度一六分五八・一六四九秒の点
- ク 北緯三五度〇八分〇二・二三五八秒、東経一四〇度一六分五八・六三五五秒の点

4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第二種区画漁業	魚介類築堤式養殖業	一月一日から十二月三十一日まで

5 存続期間 令和五年九月一日から令和十五年八月三十一日まで

6 個別漁業権又は団体漁業権の別 個別漁業権

7 条件 なし

その八十三

1 公示番号 区第二十六号

2 漁場の位置 勝浦市松部地先

3 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 北緯三五度八分二四・六八一六秒、東経一四〇度一七分二七・五三二〇秒の点

イ 北緯三五度八分一八・六一四一秒、東経一四〇度一七分三〇・〇七二七秒の点

ウ 北緯三五度八分一八・三五〇〇秒、東経一四〇度一七分四一・〇二八八秒の点

エ 北緯三五度八分二五・九七七三秒、東経一四〇度一七分三四・五九一一秒の点

4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	こんぶはえ縄式養殖業	十月一日から翌年六月三十日まで
	わかめはえ縄式養殖業	十月一日から翌年四月三十日まで

5 存続期間 令和五年九月一日から令和十年八月三十一日まで

6 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

7 関係地区 勝浦市松部及び串浜

8 条件 なし

その八十四

1 公示番号 区第二十七号

2 漁場の位置 勝浦市串浜地先

3 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 北緯三五度八分五八・二〇八四秒、東経一四〇度一七分五一・七一五八秒の点

イ 北緯三五度九分〇・四三七四秒、東経一四〇度一八分〇・二一九一秒の点

ウ 北緯三五度九分〇三・二五六五秒、東経一四〇度一七分五八・四七四七秒の点

エ 北緯三五度九分〇・一四一一秒、東経一四〇度一七分五〇・九九九九秒の点

4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	こんぶはえ縄式養殖業	十月一日から翌年六月三十日まで
	わかめはえ縄式養殖業	十月一日から翌年四月三十日まで

5 存続期間 令和五年九月一日から令和十年八月三十一日まで

6 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

7 関係地区 勝浦市松部及び串浜

8 条件 なし

その八十五

1 公示番号 区第二十八号

2 漁場の位置 勝浦市松部地先

3 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 北緯三五度八分三四・一一一〇秒、東経一四〇度一七分三四・二二六五秒の点

イ 北緯三五度八分三六・八一五八秒、東経一四〇度一七分三四・八六一九秒の点

ウ 北緯三五度八分三八・一〇二三秒、東経一四〇度一七分三一・〇一〇七秒の点

エ 北緯三五度八分三三・八八六八秒、東経一四〇度一七分三〇・八〇七八秒の点

4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種区画漁業	こんぶはえ縄式養殖業	十月一日から翌年六月三十日まで

	わかめはえ縄式養殖業	十月一日から翌年四月三十日まで
--	------------	-----------------

- 5 存続期間 令和五年九月一日から令和十年八月三十一日まで
- 6 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- 7 関係地区 勝浦市松部及び串浜
- 8 条件 なし

その八十六

- 1 公示番号 定第一号
- 2 漁場の位置 富津市金谷地先
- 3 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域
 - ア 北緯三五度九分三八・五八七六秒、東経一三九度四八分五一・九三一六秒の点
 - イ 北緯三五度九分三七・四六七七秒、東経一三九度四八分一六・八七七三秒の点
 - ウ 北緯三五度九分二二・二一〇九秒、東経一三九度四八分一八・一六四五秒の点
 - エ 北緯三五度九分二六・〇二五七秒、東経一三九度四八分五五・二六三六秒の点
 - オ 北緯三五度九分三八・三九八二秒、東経一三九度四八分四五・九九五六秒の点
 - カ 北緯三五度九分二五・四二六八秒、東経一三九度四八分四九・四三七一秒の点
- 4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	あじ定置漁業	一月一日から十二月三十一日まで

- 5 存続期間 令和五年九月一日から令和十年八月三十一日まで
- 6 条件 ア、オ、カ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域においては、船舶航行上、垣網は、水面下五メートル以上沈下させて設置しなければならない。

その八十七

- 1 公示番号 定第二号
- 2 漁場の位置 安房郡鋸南町吉浜地先
- 3 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域
 - ア 北緯三五度八分〇四・〇四八二秒、東経一三九度四八分五七・〇九三三秒の点
 - イ 北緯三五度七分四七・六五五六秒、東経一三九度四八分五九・〇〇二九秒の点
 - ウ 北緯三五度七分五七・一六六四秒、東経一三九度四九分四九・六一二九秒の点
 - エ 北緯三五度八分〇八・四六二四秒、東経一三九度四九分四八・一六七二秒の点
- 4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	あじ定置漁業	一月一日から十二月三十一日まで

- 5 存続期間 令和五年九月一日から令和十年八月三十一日まで
- 6 条件 なし

その八十八

- 1 公示番号 定第三号
- 2 漁場の位置 安房郡鋸南町竜島及び勝山地先
- 3 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ、オ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域
 - ア 北緯三五度六分五九・八五〇三秒、東経一三九度四九分二四・〇五三一秒の点
 - イ 北緯三五度七分〇五・三八三六秒、東経一三九度四八分五二・〇四九九秒の点
 - ウ 北緯三五度六分五一・一六八一秒、東経一三九度四八分四九・九二九八秒の点
 - エ 北緯三五度六分四五・八三三一秒、東経一三九度四九分二〇・九五五一秒の点
 - オ 北緯三五度六分五二・六七二六秒、東経一三九度四九分二二・四二一八秒の点

4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	あじ定置漁業	一月一日から十二月三十一日まで

5 存続期間 令和五年九月一日から令和十年八月三十一日まで

6 条件 なし

その八十九

1 公示番号 定第四号

2 漁場の位置 南房総市小浦地先

3 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 北緯三五度四分三六・六五九七秒、東経一三九度四九分一五・九〇一三秒の点

イ 北緯三五度四分四九・八五五〇秒、東経一三九度四八分二六・九六四二秒の点

ウ 北緯三五度四分三三・九五七一秒、東経一三九度四八分二二・四二五八秒の点

エ 北緯三五度四分二三・三三九八秒、東経一三九度四九分一一・三六八〇秒の点

4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	あじ定置漁業	一月一日から十二月三十一日まで

5 存続期間 令和五年九月一日から令和十年八月三十一日まで

6 条件 なし

その九十

1 公示番号 定第五号

2 漁場の位置 館山市浜田地先

3 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 北緯三四度五八分四五・五六八八秒、東経一三九度四八分二八・四四四六秒の点

イ 北緯三四度五九分三六・一四四六秒、東経一三九度四八分〇一・四〇二六秒の点

ウ 北緯三四度五九分三二・七九八一秒、東経一三九度四七分三九・四六二五秒の点

エ 北緯三四度五八分四二・二一一四秒、東経一三九度四八分〇六・二一四五秒の点

4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	ぶり定置漁業	一月一日から十二月三十一日まで

5 存続期間 令和五年九月一日から令和十年八月三十一日まで

6 条件 なし

その九十一

1 公示番号 定第六号

2 漁場の位置 館山市波左間地先

3 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 北緯三四度五八分三六・八八四四秒、東経一三九度四七分二二・二一八八秒の点

イ 北緯三四度五九分二〇・二九七七秒、東経一三九度四六分五八・六一八三秒の点

ウ 北緯三四度五九分一六・〇五〇三秒、東経一三九度四六分三七・一八一一秒の点

エ 北緯三四度五八分三三・六〇八五秒、東経一三九度四七分〇・一六四七秒の点

4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	ぶり定置漁業	一月一日から十二月三十一日まで

5 存続期間 令和五年九月一日から令和十年八月三十一日まで

6 条件 なし

その九十二

1 公示番号 定第七号

2 漁場の位置 南房総市千倉町瀬戸地先

3 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 北緯三四度五八分二七・六六〇四秒、東経一三九度五八分二三・〇二八九秒の点

イ 北緯三四度五七分五九・七四四四秒、東経一三九度五九分一一・七一三四秒の点

ウ 北緯三四度五八分二二・二三八四秒、東経一三九度五九分一七・九二三八秒の点

エ 北緯三四度五八分三〇・六八九〇秒、東経一三九度五八分二五・三二三四秒の点

4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	あじ定置漁業	一月一日から十二月三十一日まで

5 存続期間 令和五年九月一日から令和十年八月三十一日まで

6 条件 なし

その九十三

1 公示番号 定第八号

2 漁場の位置 南房総市千倉町白子地先

3 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 北緯三四度五八分五八・八六八〇秒、東経一四〇度〇〇分二三・五一一九秒の点

イ 北緯三四度五九分二四・九七八八秒、東経一四〇度〇〇分三八・三七五二秒の点

ウ 北緯三四度五九分四六・二九〇五秒、東経一三九度五九分四〇・〇七二六秒の点

エ 北緯三四度五九分一九・九四五五秒、東経一三九度五九分二七・七七一五秒の点

4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	ぶり定置漁業	一月一日から十二月三十一日まで

5 存続期間 令和五年九月一日から令和十年八月三十一日まで

6 条件 なし

その九十四

1 公示番号 定第九号

2 漁場の位置 南房総市和田町和田地先

3 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

ア 北緯三五度一分二四・八八二二秒、東経一四〇度〇一分二〇・一三〇八秒の点

イ 北緯三五度〇分四四・六〇四三秒、東経一四〇度〇二分一一・八一〇二秒の点

ウ 北緯三五度一分〇一・四二五六秒、東経一四〇度〇二分三二・五一〇九秒の点

エ 北緯三五度一分四三・九〇二五秒、東経一四〇度〇一分三二・二七八六秒の点

4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	ぶり定置漁業	一月一日から十二月三十一日まで

5 存続期間 令和五年九月一日から令和十年八月三十一日まで

6 条件 なし

その九十五

1 公示番号 定第十号

2 漁場の位置 鴨川市磯村地先

3 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域

- ア 北緯三五度四分四六・四一三二秒、東経一四〇度八分〇一・九六七四秒の点
- イ 北緯三五度五分〇五・五一八九秒、東経一四〇度八分二六・一六九二秒の点
- ウ 北緯三五度五分三一・四七〇八秒、東経一四〇度七分五二・六三六二秒の点
- エ 北緯三五度五分一四・九二〇五秒、東経一四〇度七分三一・四六四六秒の点

4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	ぶり定置漁業	一月一日から十二月三十一日まで

5 存続期間 令和五年九月一日から令和十年八月三十一日まで

6 条件 なし

その九十六

- 1 公示番号 定第十一号
- 2 漁場の位置 鴨川市磯村地先
- 3 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域
 - ア 北緯三五度五分一三・三九四五秒、東経一四〇度七分五一・九〇一九秒の点
 - イ 北緯三五度五分二八・六六〇六秒、東経一四〇度八分一〇・一五〇八秒の点
 - ウ 北緯三五度五分五一・二二〇三秒、東経一四〇度七分四三・四一五六秒の点
 - エ 北緯三五度五分三六・九一〇〇秒、東経一四〇度七分二五・三三八五秒の点

4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
定置漁業	ぶり定置漁業	一月一日から十二月三十一日まで

5 存続期間 令和五年九月一日から令和十年八月三十一日まで

6 条件 なし

その九十七

- 1 公示番号 短共第一号
- 2 漁場の位置 市川市塩浜地先
- 3 漁場の区域 次のア、イ、ウ、エ及びアの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域
 - ア 北緯三五度三九分五五・七五三八秒、東経一三九度五五分五一・〇九八一秒の点
 - イ 北緯三五度三九分五八・一四三六秒、東経一三九度五六分一〇・九三四六秒の点
 - ウ 北緯三五度三九分二六・八三〇一秒、東経一三九度五六分二七・三九〇九秒の点
 - エ 北緯三五度三九分〇六・五九七五秒、東経一三九度五六分一七・一〇一四秒の点

4 漁業の種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業の種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	おごのり漁業	一月一日から十二月三十一日まで
	もがい漁業	〃
	はまぐり漁業	〃
	あさり漁業	〃
	ばかがい漁業	〃
	しおふき漁業	〃
	ほんびのすがい漁業	〃
第二種共同漁業	雑魚固定式刺し網漁業	一月一日から十二月三十一日まで

5 存続期間 令和五年九月一日から令和六年八月三十一日まで

6 関係地区 市川市